

セーフティネット保証1号にかかる特定中小企業者の認定のご案内（電子申請者向け）

1 認定の対象となる方

名古屋に本店又は事業所を有しており、次のいずれかに該当する方

- (イ) 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有すること。
- (ロ) 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度が20%以上であること。

※指定事業者は中小企業庁のホームページ（https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html）から確認できます。

2 電子申請の流れ ※窓口申請をご希望の方は、窓口申請者向けのご案内をご覧ください

- ① 本市へオンラインでの申請を希望する場合は、中小企業庁が運営する中小企業庁が運営する「中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）」より、電子申請を行って下さい。
- ② なお、電子申請を利用するためには「GビズID」を取得する必要がありますので、詳しい手続き等は中小企業庁HPをご確認下さい（申請ページへのリンクあり）。
<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230401sn-portal.html>
- ③ 窓口の開庁日にかかわらず（システムメンテナンス等を除く）24時間365日申請が可能です。ただし、申請が届いたことを確認する受付処理は、原則、申請の翌開庁日となります。



3 必要書類 ※窓口申請に必要な「認定申請書」はSNポータル上で確認できるため不要

提出書類	備考	
☐ 「売掛金等内訳書」	・所定の様式を市公式ウェブサイトよりダウンロードしてご記入下さい https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/1026356/1035079/1026414/1026415.html	
☐ 指定事業者に対する売掛金等が確認できる資料 ※該当する書類を提出 ※（イ）、（ロ）共通で必要	・売掛金台帳（得意先別）、納品書、請求書、入金状況が確認できる資料の写し等 ・受取手形（両面）の写し ・指定事業者等からの債権額を特定する通知、裁判所や弁護士等からの関連通知の写し	
☐ 指定事業者への取引依存度が確認できる資料 ※（ロ）の場合のみ必要	・全体の売上高等を確認できる資料（例：試算表、売上台帳の写し等） ・指定事業者への売上高等を確認できる資料（例：売上台帳、指定事業者への請求書、指定事業者からの支払通知書の写し等） ※取引依存度は原則、申請日の直近の1年で算定します。	
☐ 市内で事業実態が確認できる書類 ※右記で確認できない場合は、許認可証や賃貸借契約書の写し等、 実在確認ができる資料を2種類以上（個人は1種類で可） ご持参下さい	法人	☐ 履歴又は現在事項全部証明書 ・3か月以内に法務局で取得した原本又はコピー
	個人	☐ 直近1期分の確定申告書 ※創業後で1期申告前は開業届 ・表紙、収支計算書や青色申告決算書のコピー
	※個人の方で、住民票現住所と市内事業所の所在地が異なる場合は「認定申請書」の住所記入欄に両方をご記入下さい。	

※必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

※認定は、一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後に、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定が取消しとなる場合があります。

4 申請・お問合せ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

〒464-0856 千種区吹上二丁目6-3 中小企業振興会館6階（TEL：735-2100）